

第7次三重県医療計画
(中間案)

平成29年12月

三 重 県

目 次

第1章 医療計画に関する基本方針

第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の性格	5
第3節	計画の特徴	6
第4節	具体的な医療情報の提供	6
第5節	計画の期間	6

第2章 三重県の医療を取り巻く基本的な状況

第1節	三重県の地域特性	7
第2節	人口および人口動態	11
第3節	保健医療施設の状況	21
第4節	県民の受療動向	29

第3章 医療圏

第1節	医療圏の設定と基準病床数	35
-----	--------------	----

第4章 医療提供体制の構築

第1節	医師の確保と資質の向上	41
第2節	医療従事者の人材確保と資質の向上	52
第3節	医療提供体制の整備	77
第4節	公的病院等の役割	81

第5章 疾病・事業ごとの医療連携体制

第1節	がん対策	93
第2節	脳卒中対策	117
第3節	心筋梗塞等の心血管疾患対策	139
第4節	糖尿病対策	168
第5節	精神疾患対策	183
第6節	救急医療対策	201
第7節	災害医療対策	224
第8節	へき地医療対策	240
第9節	周産期医療対策	251

第 10 節	小児救急を含む小児医療対策	271
第 11 節	在宅医療対策	292

第 6 章 医療に関するさまざまな対策

第 1 節	医療安全対策	317
第 2 節	臓器移植対策	321
第 3 節	難病・特定疾患等対策	325
第 4 節	アレルギー疾患対策	329
第 5 節	高齢化に伴う疾患等対策	330
第 6 節	歯科保健医療対策	333
第 7 節	血液確保対策	336
第 8 節	医療に関する情報化の推進	338
第 9 節	外国人に対する医療対策	340

第 7 章 地域医療構想

第 8 章 保健・医療・福祉の総合的な取組

第 1 節	保健・医療・福祉の連携	343
第 2 節	高齢者の保健・医療・福祉の推進	343
第 3 節	障がい者の医療福祉の推進	347
第 4 節	母子保健対策の推進	349

第 9 章 健康危機管理体制の構築

第 1 節	結核・感染症対策	355
第 2 節	医薬品等の安全対策と薬物乱用の防止	370
第 3 節	その他の取組	373

第 10 章 医療計画の推進体制

第 1 節	医療計画の周知と情報の公表	377
第 2 節	医療圏等の推進体制	377
第 3 節	数値目標の進行管理と計画の評価・検討	382

用語解説

387

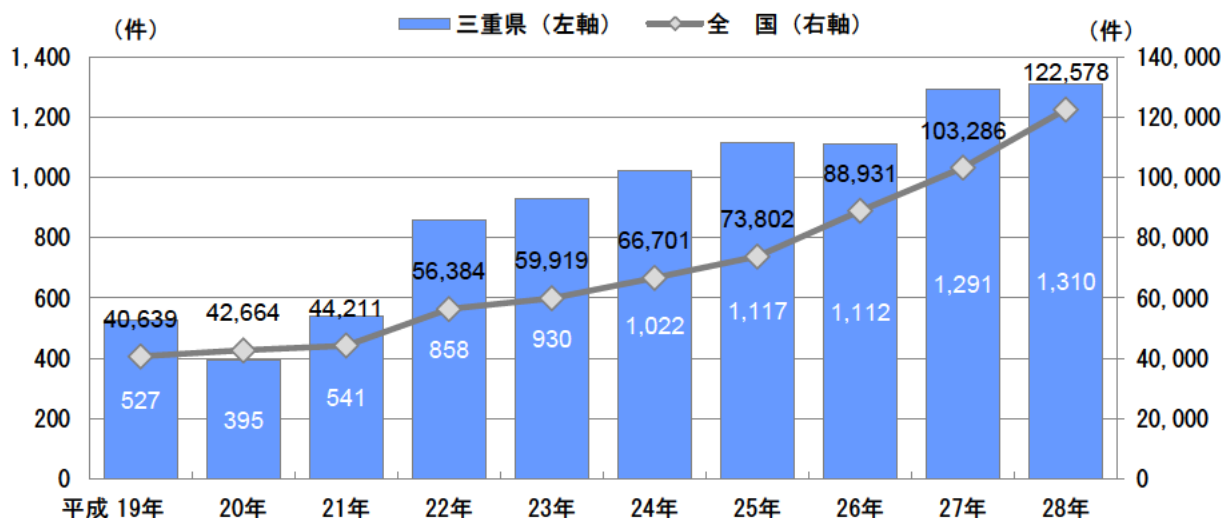
第4節 | 母子保健対策の推進

1. 母子保健対策の推進

(1) 現状

- 母子保健対策は、県民が安心して子どもを産み、子どもの健やかな成長発達を支えるための家庭や地域における環境づくりの推進を目的としています。
- 思春期から妊娠・出産、子育て期を通じた総合的な窓口の設置と一貫した支援体系による切れ目のないサービスの提供が求められています。
- 10代の人工妊娠中絶率は近年、減少傾向にあり、全国平均を下回っています。本県では赤ちゃんふれあい体験事業や命の教育セミナー事業を行うとともに、保健医療・教育・警察・子育て支援団体等が連携し、思春期保健指導セミナーを開催するなど、若年層からの母子保健対策に取り組んでいます。
- 妊娠を希望しながらも不妊や不育症*に悩む夫婦を対象に専門相談を実施しています。また、本県および各市町では、経済的負担の軽減を図る目的で、特定不妊治療*、男性不妊治療、一般不妊治療および不育症治療に係る医療費の一部助成を行っています。
- 近年、共働き世帯の増加などの家族形態の多様化、地域のつながりの希薄化など、社会環境の変化により、育児不安・負担感を抱える家庭や児童虐待が増加しています。本県においても虐待相談件数は、増加の一途をたどっています。平成24(2012)年度には乳児の死亡事例が2件発生しました。国の児童虐待死亡事例の検証結果報告によれば、死亡した子どもは0歳児の占める割合が最も多く、その背景として、予期しない妊娠等が指摘されています。

図表 8-4-1 児童虐待相談件数の年次推移



資料：三重県「児童相談所の状況」

- 乳児死亡率は平成 25 (2013) 年に 3.0 (全国 4 位) と高い値でしたが、平成 26 (2014) 年以降は改善傾向にあり、平成 28 (2016) 年現在は 1.7 となっています。
- 虐待を受ける子どもの多くに、多数歯のう蝕(むし歯)やその処置が行われていないなど、保護者による歯科的管理が行われていない傾向があることから、小児歯科においても 1 歳半、3 歳児健康診査や学校での歯科検診等の機会をとらえた虐待の早期発見や子育て支援体制づくりの取組が進められています。
- 「健やか親子いきいきプランみえ(第 2 次)」、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」を策定し、その中で母子保健の取組について重点課題、取組目標を定め、母子保健施策の推進を図っています。

(2) 課題

- 平成 28 (2016) 年 6 月の母子保健法の改正により、市町村においては「子育て世代包括支援センター」(法律上の名称は「母子健康包括支援センター」)の設置に努めることとされました。妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う拠点として同センターの全市町への設置を推進し、母子保健、児童福祉や子育て支援部門等とも連携したワンストップの支援体制を整備していくことが求められています。(母子保健法)
- 子育て世代が安心して地域で子どもの健全な心身を育み、また虐待を未然防止し、さらには虐待などの世代間連鎖を防ぐために、県内市町の全ての子どもとその家庭および妊産婦に対して、養育困難な状況や虐待に関する相談、胎児期から自立に至るまでの子育て等に関する相談全般に応じること、また必要に応じ、母子保健、児童福祉、子育て支援等関係機関が連携し支援していく体制を整えることが求められています。(児童福祉法)
- より専門的な支援を必要とする対象者については、担当保健師、市町の子ども家庭総合支援拠点や児童相談所等との連携による対応が求められています。

- 予期しない妊娠や計画していない妊娠は、妊婦健康診査の未受診、若年といった課題や、経済的な問題、家庭的な問題等を抱えていることも多く、妊婦の健康面や虐待予防の観点からも相談しやすい体制の構築や支援の強化が求められています。
- 産後うつや新生児への虐待予防等を図る観点から、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する産婦健康診査事業の重要性が指摘されるなど、産後初期の段階から母子に対する支援の強化が求められています。
- 乳幼児事故予防について継続して啓発を行っていくことが求められています。
- 聴覚障がいによる音声言語発達等への影響を最小限に抑えるために、新生児聴覚スクリーニング*検査の実施および要支援児とその保護者に対する適切な指導支援が求められています。
- 不妊治療に関する経済的な負担の軽減や悩みに対する相談支援体制、情報提供の充実が望まれています。
- 不育症は、全国的に専門医が少なく、また、不育症女性の多くがこころのストレスを抱えていることから、不育症の相談体制の充実および相談治療に携わる関係者への正確な情報提供が求められています。
- 思春期においては、家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産や性（人工妊娠中絶や性感染症予防等）に関する医学的に正しい知識を習得し予防行動がとれるよう、ライフプラン教育の取組の推進が求められています。
- 「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）」に基づき、次代を担う子どもが心身ともに健やかに生まれ育つための環境づくりに家庭や地域社会全体で取り組めるよう、積極的な情報発信を行う必要があります。

(3) めざす姿

- 安全で安心して妊娠・出産できる環境が整備され、希望する必要なケアが必要なときに受けられる支援体制が充実しています。
- 地域全体で子どもたちの心身の健やかな成長を支援する体制が整えられ、児童虐待のない三重県をめざした取組が進められています。
- 子どもが病気になっても不安のない保健医療システムが構築され、障がい児や長期療養児等が安心して地域で生活できる体制が整っています。
- 心身ともに成長発達の著しい思春期において、学校、家庭、地域が協力して保健対策を強化し、子どもの主体的な自立と健全な育ちをめざした支援の取組が進められています。

(4) 取組方向

- 取組方向1：妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない母子保健サービスの提供
- 取組方向2：子どもの健やかな育ちを支えるための環境整備

(5) 取組内容

取組方向1：妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない母子保健サービスの提供

- 全市町で子育て世代包括支援センターが設置されるよう、体制整備に向けた支援を行います。三重県の出産・育児支援体制「出産・育児まるっとサポートみえ」により、4つの視点（継続的な支援、ワンストップの支援、予防的支援、家族支援）を軸に、取組を進めます。（市町、医療機関、児童福祉施設、教育機関、NPO、県）
- 母子保健や子育て支援等の継続性と整合性のある支援を通じて、妊産婦および乳幼児やその保護者の生活の質の改善・向上や良好な成育環境の実現・維持を図ります。（市町、医療機関、児童福祉施設、教育機関、NPO、県）
- 地域の実情に応じた切れ目のない母子保健事業を実施していく上で、核となる役割を果たす母子保健コーディネーターを育成します。（市町、県）
- 県内全ての市町において、妊娠届出時・母子健康手帳交付時の妊娠早期から妊婦面談を実施し、セルフプランや支援プランを作成するなど、相談支援の充実を図ります。また、産前・産後サポート事業、産後ケア事業、産婦健康診査事業、乳児全戸訪問支援事業や養育支援訪問事業等により、周産期のメンタルヘルス支援や虐待予防の取組を進めます。（市町、医療機関、医師会、産婦人科医会、小児科医会、精神科病院会、助産師会、NPO、県）
- 妊娠中からの保健指導において、産後のメンタルヘルスについて妊婦とその家族への啓発を図るとともに、必要時には支援協力が得られるよう取り組みます。（市町、医療機関）
- 妊娠時に歯周疾患が増悪する傾向があり、その結果、早産や低体重児出産のリスクが高まることから、妊産婦の歯科健診や歯科保健指導の取組を進めます。（市町、医療機関、歯科医師会、県）
- 予防できる死亡を防ぐために、乳幼児事故予防、SIDS（乳幼児突然死症候群）予防、SBS（乳幼児揺さぶられ症候群）予防のための継続した啓発・指導や支援に関わる職員の指導能力の向上の取組を進めます。（市町、医療機関、医師会、NPO、県）
- 「みえ出産前後からの親子支援」を推進するとともに、「エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）*」や「赤ちゃんへの気持ち質問票*」等を活用し、育児不安の早期発見や児童虐待防止に向けた取組を進めます。（医療機関、医師会、産婦人科医会、小児科医会、精神科病院会、市町、県）
- 家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産や性（人工妊娠中絶や性感染症予防等）に関する医学的に正しい知識を習得し予防行動がとれるよう、思春期におけるライフプラン教育の取組を進めます。（医療機関、産婦人科医会、市町、教育機関、NPO、県）
- 不妊や不育症、不妊治療の悩みや不安、疑問等に対応するため、三重県不妊専門相談センターにおける専門相談を行います。（県立看護大学、県）
- 経済的負担の軽減を図るため特定不妊治療、一般不妊治療および不育症治療に係る費用の一部助成等を行います。（市町、県）

取組方向2：子どもの健やかな育ちを支えるための環境整備

- 母子保健推進員*や地域住民組織、NPO等と連携し地域の子育て支援体制の充実に努めます。（県民、市民団体、NPO、児童福祉施設、医療機関、市町、県）

- 障がい（発達障がいを含む）を早期発見し、医療的ケア児等も含め、乳幼児期から就学まで、就学から青年期までの成長発達段階に応じた適切な支援を行うため、新生児聴覚スクリーニング検査、乳幼児健康診査（5歳児健診の実施を含む）の充実に向け、講習会等とおし相談支援体制の整備や人材育成等を進めます。（市町、医療機関、児童福祉施設、医師会、産婦人科医会、小児科医会、NPO、県）
- 児童虐待の発生予防や早期発見、早期対応のため、保健・医療（歯科を含む）・児童福祉・教育等の関係機関による連携体制の整備を図るとともに、個別事例の検討、情報共有等により連携の取組を進めます。（市町、医療機関、児童福祉施設、教育機関、警察、児童相談所、NPO、県）
- 予期しない妊娠や性の問題に悩む若年者や家族に対応するため、相談窓口「妊娠SOSみえ『妊娠レスキューダイヤル』」の周知や医療機関、市町および各関係団体と連携した支援体制の構築に努めます。（医療機関、教育機関、NPO、市町、児童相談所、県）